

令和元年度福崎町障害者優先調達推進方針

1. 策定趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、福崎町における今年度の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関し、必要な事項を定める。

2. 適用語の定義

この方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

3. 適用される組織の範囲

この方針は、福崎町の全ての行政組織が発注可能な物品等に適用する。

4. 調達物品等の目標

障害者就労施設等から調達する物品等に関する目標の具体的な内容は、以下の表のとおりとする。

| 物品の用途 | 調達等の予定額（円） | 所管課等 |
|-------------------------|------------|-------|
| 庁舎周辺花の植え替え業務（6・11・3月） | 72,000 | 総務課 |
| 駅前公衆トイレ清掃業務（365日） | 368,954 | 住民生活課 |
| 八千種慰霊塔周辺清掃業務 | 24,000 | 住民生活課 |
| 辻川界限公衆トイレ清掃業務（365日） | 478,728 | 地域振興課 |
| 七種山バイオトイレ清掃業務（1回/週・52週） | 169,980 | 地域振興課 |

なお、上記の表の内容に関わらず、適用組織においては、法第4条第1項に規定する地方公共団体の責務の趣旨に鑑み、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

5. 調達実績の公表

この方針に基づき調達した物品等の実績の概要は、翌年度の6月までに取りまとめ、町のホームページに掲載する等の方法により公表する。

6. 公契約における障害者の就業を促進するための措置

法第10条第2項の規定に基づき、地方公共団体は、公契約における競争参加資格を定めるにあたって、法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等、障害者の就業を促進するための必要な措置について、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとして、福崎町における対応について検討を進めていくものとする。

7. 方針に関する担当部署

この方針に関する担当部署は、健康福祉課とする。